

## 税務

# 法人契約のがん保険関連通達見直しへ

国税庁、高い節税効果を問題視、既に生保各社に改正意向を通知

## 要約

- 2001年に通達で規制された法人契約のがん保険（終身保険タイプ）は、いまだ節税利用が多数。
- 国税庁は同保険の高い節税効果を問題視、同保険に係る個別通達の改正を決定し、生保各社に通知。
- 遡増定期保険通達の改正では既契約は適用対象外だったため、通達改正前の販売に力を入れる生保も。

法人を保険金受取人（および契約者）、役員・従業員を被保険者とし、法人が支払った保険料を損金にしつつ解約返戻金を受け取るということで節税メリットを生む法人契約のがん保険（終身保障タイプ）については、平成13年に定められた個別通達により、①終身払込の場合は、その払込の都度損金算入、②有期払込の場合は、105歳を「計算上の満期到達時年齢」とし、払込保険料×[保険料払込期間／(105歳－加入時年齢)]により計算された金額を損金算入、残りを積立保険料として資産計上することとされ（平成13年8月10日「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて」）、節税メリットに一定の歯止めがかけられたところだ。

ただ、現在も高い解約返戻金を売りにする商品は少なくなく、いまだに節税商品と

して幅広く活用されている実態がある。

こうしたなか国税庁は、生保協会を通じ、生保各社に対して「通達の見直しを行う」旨を正式に通知したことが判明している。同保険を巡っては、一昨年5月に国税庁が「通達の内容が現状に即さない」と指摘、生保各社に対して商品に関するデータ提出を求めていたところだが、その後明確な動きがなかったことから、関係者の間では「通達改正は見送られたのではないか」との観測も流れていた。

現時点では見直しの内容や実施時期は明らかになっていないが、関係者の間で高い関心を集めているのが、遡及適用の有無だ。

平成13年に上記個別通達が創設された際には、同通達は適用開始日以降のみならず、適用開始日前に契約が締結された保険も対象としていた。これに対し、平成20年2月28日付でいわゆる遡増定期保険に関する個別通達「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」が改正された際には、同日前に契約が締結された保険は、生保関係通達の改正では初めて「適用対象外」とされた。

生保会社のなかには、平成20年2月28日付の改正通達で従来の保険税務が変わったと考え、通達改正前に法人契約のがん保険の販売に力を入れるところもみられる。